

○別府市立学校運営協議会規則

平成 27 年 1 月 29 日教育委員会規則第 1 号

改正

平成 31 年 2 月 5 日教育委員会規則第 1 号

別府市立学校運営協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 47 条の 6 の規定に基づき別府市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)に設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成 31 年教委規則 1 号〕

(協議会の設置の目的)

第 2 条 協議会は、学校が掲げる教育目標の実現に向け、一定の権限と責任を持って学校運営に参画すること並びに保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、地域に根ざした学校づくりを進めることを目的として設置する。

一部改正〔平成 31 年教委規則 1 号〕

(設置)

第 3 条 別府市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前条に規定する目的を達成するため、学校ごとに協議会を設置するものとする。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が 2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2 以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を設置した場合は、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)を明示し、当該対象学校の校長に対してその旨を通知するものとする。

一部改正〔平成 31 年教委規則 1 号〕

(委員)

第 4 条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校の通学区域内の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、委員の候補者を推薦することができる。

3 教育委員会は、対象学校の校長から申出があった場合は、第 1 項に規定する委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

- 4 第1項第4号に掲げる者に該当する委員を除く委員の数は、10人以内とする。
- 5 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する非常勤特別職の身分を有する。

一部改正〔平成31年教委規則1号〕

（任期）

第5条 委員の任期は、任命の日から同日の属する年度の末日までとし、再任されることができる。

一部改正〔平成31年教委規則1号〕

（報酬及び費用弁償）

第6条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年別府市条例第25号）の定めるところによる。

（会長及び副会長）

第7条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、第4条第1項第4号又は第6号に掲げる者に該当する委員は、会長となることはできない。
- 3 会長は、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成31年教委規則1号〕

（会議）

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、対象学校の校長と協議の上、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

一部改正〔平成31年教委規則1号〕

（委員の義務）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 会議又は対象学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。
 - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、委員としてふさわしくない行為を行うこと。

3 委員は、対象学校の教育の状況を把握するため、随時対象学校を視察するものとする。

一部改正〔平成31年教委規則1号〕

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第10条 対象学校の校長は、対象学校の運営に関して、毎年度次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、対象学校の協議会の承認を得なければならない。

(1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。

(2) 教育課程の編成に関すること。

(3) その他教育委員会又は対象学校の校長が必要と認める事項に関すること。

2 前項の承認が得られない場合は、対象学校の校長は、委員の意見を聴取して、当該承認が得られるまで、暫定的な措置を定め、当該措置に基づき学校運営を行うものとする。

一部改正〔平成31年教委規則1号〕

(学校運営に関する意見の申出)

第11条 協議会は、当該対象学校の運営等に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。ただし、教育委員会に意見を述べる場合にあつては、校長を経由するものとする。

一部改正〔平成31年教委規則1号〕

(学校運営に関する評価)

第12条 協議会は、毎年度、第10条第1項の規定により承認をした事項について、評価を行うものとする。

(協議会活動の情報提供及び住民参画の促進等)

第13条 協議会は、その活動の状況等について、地域住民等に対し積極的な情報の提供に努めなければならない。

2 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

一部改正〔平成31年教委規則1号〕

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第14条 教育委員会は、協議会の運営についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成31年教委規則1号〕

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、委員から辞任の申出があつた場合のほか、委員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該委員を解任することができる。

(1) 第9条第1項又は第2項に規定する義務に違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(3) 当該委員の言動等により、協議会の信頼が損なわれ、対象学校の運営に著しい支障が生じると認められるとき。

(4) その他解任に相当する事由があると認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任しようとする場合において、当該委員から弁明の機会を与えることを求められたときは、これを認めなければならない。

一部改正〔平成31年教委規則1号〕

(協議会の庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

一部改正〔平成31年教委規則1号〕

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

一部改正〔平成31年教委規則1号〕

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月5日教委規則1号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。